

□ 勤務医の時間外・休日労働の上限規制

適用する水準		長時間労働が必要な理由	年の上限時間
A水準		原則（一般労働者と同程度）	960時間
特例水準	B水準	地域医療の確保のため	1,860時間
	連携B水準	地域医療の確保のため、他院に派遣する医師の労働時間を通算すると長時間労働となるため	通算で1,860時間 (各院では960時間)
	C-1水準	臨床研修・専門研修医の研修のため	1,860時間
	C-2水準	長時間修練が必要な技能の習得のため	1,860時間

医療機関

- 勤務医が長時間労働となる機関は、医師労働時間短縮計画を作成
- 健康確保措置（面接指導、連続勤務制限、勤務間インターバル規制等）の実施等

都道府県

- 地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関（特定労務管理対象機関）を知事が指定
- 指定にあたっては、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴取

□ 現在の指定状況

※令和7年度は新規の指定なし

指定時期/指定水準	B	連携B	C-1	C-2	機関数
R5 第1回指定 【R6.4.1~R9.3.31】	1	1			2
R5 第2回指定 【R6.4.1~R9.3.31】	31	21	11	1	40
R5 第3回指定 【R6.4.1~R9.3.31】	5		4		5
R6 第1回指定 【R6.10.1~R9.9.30】	2				2
R6 第2回指定 【R7.4.1~R10.3.31】	1	1			1
合計	40	23	15	1	50

指定有効期間別の医療機関数

令和6年4月1日 ~ 令和9年3月31日 47 機関

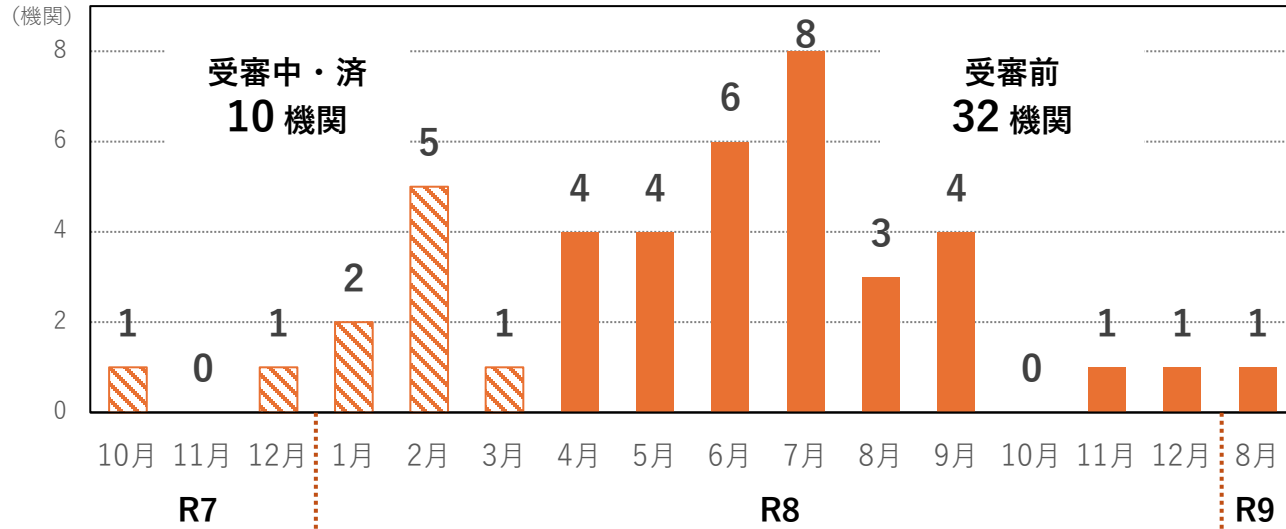
→令和8年度に指定更新手続きが必要な医療機関

令和6年10月1日 ~ 令和9年9月30日 2 機関

令和7年4月1日 ~ 令和10年3月31日 1 機関

特定労務管理対象機関の指定状況と更新予定について

指定更新にかかる評価センターへの受審予約月の内訳



※指定更新なし（グラフ外） 7 機関

【参考】受審予約月から結果通知までの流れ（評価センターHPより）

（例）受審予約月が「令和7年10月」の場合

令和7年 8月	9月	（受審予約月） 10月	11月	12月	令和8年 1月	2月	3月	
【医療機関】 ①受審申込（予約） ↓ 【評価センター】 ②申込完了後、申込受付完了のメールを通知	【評価センター】 ③「基本情報シート・自己評価シート」の作成依頼、「受審料の請求書」をメール通知（9月末日までに）	【医療機関】 ④基本情報シート・自己評価シート ⑤提出資料を添付して評価システムへの入力完了（10月末日までに）	4か月 ※評価システム入力後、滞ることなく評価が実施できた場合、評価結果通知まで 4か月程度 を見込んでいます				【評価センター】 ⑥医療機関・都道府県に評価結果を通知	

◆ 提出資料に不備などがあると期間が延びる可能性がありますので注意してください。

指定更新手続き（予定）

（指定有効期間が令和9年3月31日までの機関）

第1回 →令和8年11月予定の医療審議会で意見聴取

- 受付期間

令和8年7月1日（水）～ 9月30日（水）

- 対象

令和8年9月までに評価センターの受審を終えた機関

第2回 →令和9年3月予定の医療審議会で意見聴取

- 受付期間

令和8年11月2日（月）～ 1月29日（金）

- 対象

令和9年1月までに評価センターの受審を終えた機関

（指定有効期間が令和9年9月30日までの機関）

- 受付期間（予定）

令和9年5月6日（木）～ 6月30日（水）